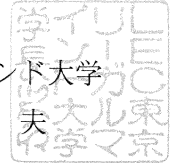


平成 22 年 3 月 18 日

財団法人 大学基準協会
会 長 納 谷 廣 美 殿

LEC東京リーガルマインド大学
学長 反 町 勝 夫



異 議 申 立 趣 意 書

経営系専門職大学院認証評価に関する規程第 30 条に基づき、以下のように異議を申し立てます。

1 異議申立に係る認定

「LEC東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科会計専門職専攻に対する認証評価結果」における、貴協会の「経営系専門職大学院基準に適合していない」との判定

2 異議申立に係る判定があったことを知った年月日

平成 22 年 3 月 12 日

3 異議申立の趣旨および理由

(1) 異議申立の趣旨

異議申立に係る判定を取り消し、貴協会の「経営系専門職大学院基準に適合している」との認定を求める。

(2) 異議申立の理由

別紙「評価結果に対する異議申立理由」のとおり、異議申立に係る判定は、その基礎となっている事実と誤認がある。

以 上

＜認証評価結果に対する異議申立理由＞

大学名称 LEC東京リーガルマインド大学
 経営系専門職大学院名称 高度専門職研究科 (会計専門職専攻)

No.	種 別	内 容
1	該当箇所	認証評価結果 総評 概評 提言
	項目	教員の構成
	評価結果の頁・行	総評： 2頁 13行目 概評①：19頁 5行目 概評②：20頁 6行目 提言： 21頁 9行目 ※同一内容に関する記載のため一括させていただいております。
	該当部分（抜粋）	<p>【総評】</p> <p>発足後5年を経っており、次世代の教員への引き継ぎの工程表は当然計画され、部分的には実施されてしかるべきであると判断する。特に、研究者教員7名のなかで6名が80歳前後で、1名30歳前半という貴専攻の教員構成においてはなおさらである。しかし、そのための対応を積極的に行っているという姿勢は、実施視察においても確認できなかった。前述のように会計分野の研究の急速な進展、そして会計分野の人材に求められる国際化への対応という環境変化に専門職大学院が応えるためには、専門職大学院として持続的に魅力ある教育サービスを提供できるような教員の人事計画・配置が、貴専攻が目指すように、会計、経営・ファイナンス、そして法律という教育体系に応えたものだけではなく、それぞれの領域における年齢構成のバランスに配慮することも必須であると判断する。</p> <p>【概評① / 教員の構成】</p> <p>専任教員の構成に関しては、職業経歴や国際経</p>

	<p>験などは考慮されているものの、80 歳代 1 名、70 歳代 10 名、50 歳代 3 名、40 歳代 1 名、30 歳代 1 名という年齢構成であり、女性専任教員が皆無であるという性別構成と併せて、著しくバランスを欠いた状況になっている。特に研究者教員は、全 7 名のうち 6 名が 80 歳前後、1 名だけが 30 歳代前半という極端な構成である。これは、基本科目を担当する教員は「多くの実務家教員が納得し、尊敬している研究者でない」と、到底全体の統制と秩序とを確保することが困難である」という貴専攻の判断に基づくものである。しかし、今後、貴専攻が教育研究活動を継続していくためには、後述する後継者の養成という観点も含め、教員の年齢構成に関して配慮することが必要であり、適切な教員の構成となるよう改善することが強く求められる。</p> <p>【概評② / 教員の募集・任免・昇格】</p> <p>専任教員の後継者の養成または補充については、2007（平成 19）年度に 30 歳代前半の研究者教員を採用しているものの、前述の年齢構成がアンバランスな状況を鑑みると、必ずしも適切に配慮しているとはいえない。また、年齢構成がアンバランスな状況も含め、対応を積極的にとっていくという姿勢は、実地視察においても確認できなかった。今後、貴専攻の教育研究活動を継続していくためにも、この点に関して検討するとともに、改善に取り組むことが強く求められる。</p> <p>【提言 / 三、勧告】</p> <p>貴専攻の教育研究活動を継続していくという観点から、研究者教員の年齢構成が著しく偏っていることについて、適正化を図るとともに、速やかに今後の教員組織の整備を計画的に行うことが強く求められる。</p>
--	---

<p>該当部分に対する異議</p>	<p>今般貴協会からご指摘いただいた事項につきまして、これを真摯に受け止め、特に教員組織体制につきご主旨の方向に向け、引き続きその改善に全力で努めて参ります。その上で本会計大学院としての意見および見解を、以下1. 2. に申し述べさせていただきます。</p> <p>1. 教員の質について</p> <p>本会計大学院では専任教員の定年制を定めておりません。その趣旨は、高度な教育研究を実践していく際に、「年齢」という画一的規則により制限することは、原則として望ましくないとの認識でおります。</p> <p>本会計大学院は、実務専門職の養成として新たに発足した大学院であり、その理念を実現するには、多くの実務家に教員として教壇に立っていただかなければならないと考えております。</p> <p>多彩な経歴を有する実務家教員が、教員としてその実力を発揮するためには、これまで学問の世界で活躍してきた学者との有機的一体を図ることが最も重要であると考えております。</p> <p>そのために本学の研究者教員には、多くの研究実績を積み重ねてきた教員の中でも、実務家が学生時代に、大学で教鞭をとっていた先輩先生を迎えております。これら研究者教員は、殆どが70歳以上であり、これまでに当該分野で最高水準の実績を積み重ねておりますが、今なお研究論文や著書の執筆、学会活動、学外委員会等における社会活動など、いずれも現役として旺盛な活動を行っており、研究者教員としての実力は若い世代に劣らぬどころか、はるかに凌駕している面もございます。</p> <p>これら実力ある研究者教員と実務分野において第一線で活躍している実務家教員との協力関係は非常に良い状況であります。まずは、実務専門職分野を新たに開拓するという新時代の大学院としての目的は達成していると自負しております。</p>
-------------------	---

	<p>今年（2009 年）は本会計大学院の開設 5 年目であります。この 5 年間という短い期間は、実務家と研究者とが、実務専門職の養成という目的に向かって相協力してきたという期間であります。大学の自治の理念からも、この厳しい環境の中で、良い方針であったと考えておりますが、「本専攻の教育研究活動の継続性及び後継者の養成」という観点からのご指摘はご尤もと存じますので、専任教員の年齢構成が適切なものとなるよう、今後、以下 2. のように改善して参ります。</p> <p>2 専任教員の年齢構成について</p> <p>次世代の教員の採用・育成・知の承継を実践するための中長期の計画は策定しておりませんでした。これは、ご指摘のように、教学面と経営側との意思の疎通が不十分であったことが原因であります。</p> <p>教員人事に関しては、「研究科委員会」「カリキュラム検討委員会」「領域・系統別教員分科会」などの教学面の意思決定にすべてを委ねておりました。もちろん、教員自身も、中長期では現状の教員組織が維持できないという問題意識を持っておりましたが、経営側と具体的な計画を討議する場がありませんでした。その結果、中長期を見据えた後継者養成の観点からの採用計画は作られませんでした。</p> <p>今後は、教員構成の次世代への移行に向け、中長期を見据えたカリキュラムと教員組織のあり方を審議する委員会を教学・経営の協働により速やかに組織し、アクションプランを策定して参ります。</p> <p>まずは、2010（平成 22）年 1 月 13 日の臨時研究科委員会において、学校経営委員と同委員長出席のもと、以下のように、今年 4 月の新規採用方針を確認いたしました。</p> <p>① 2010（平成 22）年 4 月より、学部専任教員のうち、女性教員を含む 40 歳代から 50 歳代の研究者教員 5 名を大学院においても専</p>
--	--

		<p>任教員として採用すること。</p> <p>② 2010（平成 22）年 4 月より、教育研究実績のある本会計大学院の TA 1 名を助教に昇格させること。</p> <p>③ 2010（平成 22）年 4 月より、外部から 60 歳代の研究者教員 1～2 名を採用すること。</p> <p>④ 外部から 30 歳代の研究者教員 6 名を講師又は助教として 2010 年度中に順次採用すること。これら新規に採用する研究者教員は、現在の研究者教員から指導を受けつつ教育研究活動を行っていく。</p> <p><u>これにより、知の継承を実践していくために、年齢層ごとにバランスの取れた教員組織となります。</u></p> <p><u>さらに、平成 22 年 4 月 1 日より、50 歳代の専任教員が新たに研究科長に就任いたします。</u></p> <p><u>今後は、上述のとおり、教学・経営の協働による新委員会の下、中長期を見据えた教員組織を検討し、知識・技能を確実に次世代に伝承していく体制を整えて参ります。</u></p>			
	根拠（データ等）	・なし			
No.	種 別	内 容			
2	該当箇所	認証評価結果 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>総評</td><td>概評</td><td>提言</td></tr></table>	総評	概評	提言
	総評	概評	提言		
	項目	定員管理			
評価結果の頁・行	<p>総評： 2 頁 5 行目</p> <p>概評： 2 3 頁 1 5 行目</p> <p>提言： 2 4 頁 9 行目</p> <p>※同一内容に関する記載のため一括させていただいております</p>				

該当部分（抜粋）	<p>【総評】</p> <p>公認会計士および税理士などの入学者は少数にとどまるだけでなく、入学定員の充足率、収容定員の充足率ともに 50%を下回る状況では、経営系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保する可能性は低いと認めざるを得ない。貴専攻の持続性に大きな影響を与えるのが、一定数の入学者の確保である。学生へのサービスの提供に関して、在籍学生の評価は高いが、これから入学する可能性のある人たちへの情報公開に関して、貴専攻のビジョンの明確化、財務状況、経営者側との合意など貴専攻の持続可能性を高めるための有効な政策を実施すべきである。</p> <p>【概評 / 定員管理】</p> <p>2009（平成 21）年度の在籍学生数 36 名（2009（平成 21）年 9 月 21 日現在）は、収容定員 120 名の 0.3 倍であり、この数値は 2007（平成 19）年度 0.55 倍、2008（平成 20）年度 0.42 倍と経年的に減少し続けている。また、開学以来の入学定員の平均充足率は 43%にとどまり、恒常的に入学定員を確保できていない。このような極めて深刻な定員割れの現状を見る限り、適切に定員管理が行われているとはいえず、適正化に向けて早急な改善が求められる。</p> <p>なお、この状況を改善するために、2008（平成 20）年度は、主たる学生像とする企業・団体などの会計実務に携わる社会人に対して、産学連携活動を通じて、認知度を高めていく取組みを開始している。また、2009（平成 21）年度秋入学者に対しては、一定の資格要件に該当する場合、選考料および入学金を免除する制度を導入するなどを設け、定員管理の適正化に向けての取組みがなされている。その一方で、「中期事業計画書（2007（平成 19）年 9 月）」では、2009（平成 21）年度および 2010（平成 22）年度の入学者数を入学定員と同数の 60 名と想定しており、現状と著しく乖離した状況認識を基礎にして事業計画が立案</p>
----------	--

		<p>されている。しかし、現状に鑑み、学生の安定的な確保に向けたさらなる取組みと、現状を踏まえた事業計画の見直しが求められる。</p> <p>【提言 / 三、勧告】</p> <p>開学以来の入学定員の平均充足率が 43%にとどまり、恒常的に入学定員を確保できていない。また、在籍学生数が経年的に減少しており、2009（平成 21）年度の収容定員充足率は 30%である。学生の安定的な確保に向けたさらなる取組みを図り、早急に改善することが求められる。</p>
	<p>該当部分に対する異議</p>	<p>まず貴協会よりご指摘いただいた事項につきましては、これを真摯に受止めると共に、学生の確保につきましては引き続きその改善に全力で努めて参る所存です。その上で、以下 1. 2 に本会計大学院としての見解を申し述べさせていただきます。</p> <p>1. 入学者の数について</p> <p>ご指摘いただいておりますとおり、本会計大学院は 2005 年 4 月に開設以来、入学者数は毎年、入学定員（60 名）には達していない状況が続いておりました。このような状況を改善するため、本年度（2009 年度）におきましては、2010 年度春期入学者数を確保すべく、専任教員 6 名で構成される学生募集強化委員会を中心に、広報・募集活動を行って参りました。その結果、現在のところ以下のような学生募集状況となっており、学生募集強化委員会を中心に取り組んできた広報・募集活動の成果が出ております。引き続き入学定員（60 名）の確保に努めて参る所存です。</p> <p><秘> 【2010 年度春期入学における学生確保の状況について ※2010 年 3 月 1 日現在】</p> <p>以下の日程にて、入学選抜試験を実施いたして</p>

		<p>おります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期：2009年11月7日（終了） ・第2期：2009年12月12日（終了） ・第3期：2010年1月30日（終了） ・第4期：2010年2月13日（終了） ・第5期：2010年2月27日（終了） ・第6期：2010年3月13日（出願受付前） ・第7期：2010年3月27日（出願受付前） <p>2010年3月1日現在、第1期から第5期までの入学者選抜試験が既に終了しており、60名の合格者を発表しております。また、合格者60名のうち、同日現在で、56名の方が第一次入学手続を完了しております。</p> <p>さらに、入学する可能性のある方たちへの情報公開の一環として、本学で学んだ方々の声や、貴協会からも「理論教育と実務教員の架橋が図られている」との評価を頂いた授業科目「マネジメント・シミュレーション」を紹介するページを本会計大学院ホームページ上に新たに設けるなど、最後まで入学定員の確保に努めております。</p> <h2>2. 入学者の質について</h2> <p>2010年度春期入学者数の確保につきましては、前述の通り入学定員の確保が見えつつある状況にきておりますが、あわせて入学者の質につきましてもご説明いたします。</p> <p>本会計大学院は「MBA+CPA」を標榜し、高度な会計専門知識・実践力および職業倫理観に加えてビジネスに対する理解を兼ね備えた、会計実務専門職の人材養成を行うという教育理念に掲げ、主たる学生像として、公認会計士、税理士、米国公認会計士その他有資格者、ならびに企業・団体等において会計実務に携わる社会人を想定しております。アドミッションポリシーは「会計実務専門家としての高度な実務専門能力を身につけ、将</p>
--	--	---

	<p>来、国内外を問わず活躍できる人物です。また、資本主義社会の発展を通してより豊かな経済社会の創造に貢献できる次世代のリーダーとして社会の第一線で活躍したいと願う、意欲的かつ向上心にあふれ、新しい時代のパラダイムにチャレンジできる発想豊かな人物です。」と掲げております。</p> <p>これまでの入学者の状況を見ると、ご指摘のとおり公認会計士や税理士の入学者は少数にとどまりますが、金融機関、企業の経理・財務部門や会計事務所にお勤めの方など会計実務に携わる社会人は相当数おります。これら、会計実務に携わる社会人からは、本会計大学院は高く評価されております。研究者教員からは会計原則・監査理論・経営学・法学の理論的な概念を学びつつ、実務家教員からは日々の実務に役立つ技能・知識を学ぶことができるからです。教員と学生との距離も近く、課外での補習授業も頻繁に行われていることも、高い評価につながっています。</p> <p>本会計大学院は、働きながら学ぶことを欲する社会人にとって、最良の教育機関であると自負しております。</p> <p>2010 年度春期入学者の確保におきましても、本会計大学院が掲げております教育理念やアドミッションポリシーに基づいた入学者の選抜を厳格に実施しており、入学者の質の確保にも十分考慮いたしております。そして、現在の入学予定者も、例年通り、企業の経理・財務部門や会計事務所にお勤めの方が多く、不況下で、働きながら自己研鑽を図ろうという高い意識をお持ちです。3月1日現在の第一次入学手続完了者 56 名のうち、企業の経理・財務部門や会計事務所に勤務する社会人が 47 名おります。</p> <p>さらに、入学者の質を高めるために、入学前学習を実施しております。具体的には、2010 年 2 月以降、「財務会計入門講座」および「管理会計入門講座」を複数回実施しております。</p>
--	---

		<p><u>以上のとおり、2010 年度春期入学においては入学定員の確保が見えつつある状況にあり、このことは、評価対象年度である本年度（2009 年度）の学生募集強化委員会を中心とした本会計大学院の広報・募集活動の成果にほかなりません。上記状況を踏まえ、『定員管理』につきましては、過年度に定員不充足があったことではなく、次年度には定員充足することを重視して、本件の評価を判断頂きたくお願い申し上げます。</u></p>
	根拠（データ等）	・なし
No.	種 別	内 容
3	該当箇所	認証評価結果 <input type="checkbox"/> 総評 <input type="checkbox"/> 概評 <input type="checkbox"/> 提言
	項目	研究室等の整備
	評価結果の頁・行	<p>総評：2 頁 2 3 行目 概評：2 8 頁 3 1 行目 提言：3 2 頁 2 4 行目</p> <p>※同一内容に関する記載のため一括させていただいております。</p>
	該当部分（抜粋）	<p>【総評】</p> <p>専門職大学院において教育の重要性はいうまでもないが、同等に研究環境の充実という分野もまた重要である。そのためには教員の研究環境をソフト・ハード面でサポートすることが必須である。</p> <p>【概評/ 研究室等の整備】</p> <p>研究室については、個別研究室が 3 室、共同研究室が 1 室設置されている。個別研究室は千代田キャンパスと法人の第一研究所内に設置されており、共同研究室は、千代田キャンパスに位置している。しかし、専任教員用の個別研究室については、すべての専任教員に用意されていないばかりか、極めて狭い空間であり、デスク 1 台以外には、小型の書架を配置することもままならず、研究施設としての要件を備えているとは到底いえない。</p>

	<p>また、共同研究室の整備も十分ではなく、パソコン、プリンター、個人ロッカー、および書籍棚など最低限の設備が置かれているのみであり、各教員が研究に集中できる環境が整備されているとは判断できない。</p> <p>さらに、このような劣悪な研究環境について、「研究科委員会」などで審議がなされた形跡が確認できず、改善に向けた取組みもなされていない。</p> <p>専門職大学院設置基準第2条においては、専門職学位課程について「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と規定されているが、この目的を達成するためには、いうまでもなく充実した研究活動が必要であり、専任教員が研究に専念できる環境を整備することは専門職大学院の責務である。特に、近年会計分野の研究は急速に進んでおり、最先端の研究や国内外の制度の変化に対応した教育を展開するためにも、教員の活発な研究活動は不可欠であって、専任教員に対する研究環境の適切な整備が強く求められる。</p> <p>なお、教員ラウンジが千代田キャンパス事務棟内に設置されており、教員同士の利用を図っているとされるが、教員が担当しているコマ数と出講日と出講時間の関係から判断して、教員同士の交流が活発に行われているとはいいがたく、利用方法などについて検討することが望まれる。</p> <p>【提言 / 三、勧告】</p> <p>最先端の研究や国内外の制度の変化に対応した教育を展開するためにも、教員の活発な研究活動は不可欠であり、研究室をはじめ、専任教員に対する研究環境の適切な整備が強く求められる。</p>
--	--

<p>該当部分に対する異議</p>	<p>まず貴協会委員会よりご指摘いただいた事項につきましてはこれを真摯に受け止めると共に、研究室等の整備につきましては引き続きその改善に全力で努めて参る所存です。その上で、以下に本会計大学院としての意見および見解を申し述べさせていただきます。</p> <p>現在、教員研究室につきましては、千代田キャンパス内においては専任教員数 16 名に対して、個別研究室が「3 室」、共同研究室が「2 室」、ならびに教員ラウンジが「1 室」となっておりご指摘の通り全ての専任教員には個別研究室が設置されてはおりません。</p> <p>なお、現在の専任教員の先生方からは、かえって共同研究室のメリットが指摘されています。例えば、本会計大学院の特色あるカリキュラムの 1 つである「マネジメント・シミュレーション」は、共同研究室において教員同士が議論を繰り返して行い、開発されたものです。このプログラムは複数の研究者教員と実務家教員により構成されております「マネジメント・シミュレーション委員会」を中心に研究・開発がなされました。現在のプログラムの研究・開発に際しましては毎週のように本会計大学院の共同研究室において多岐にわたる議論やディスカッションが繰り返して行われ、現在でもさらなる研究・開発が引き続き進められております。ちなみに、共同研究室が委員会開催の場所となったのは、個別研究室が無かったという消極的な理由ではなく、各教員が一堂に会し議論や検討を繰り返す行うために適した場所であったからです。複数の、しかも、それぞれ異なる専門知識・専門分野の研究や実務経験を持ち合わせている教員が共同で研究・開発していくことが、本会計大学院の特徴である「理論と実務を融合した教育」の実践に役立つものと確信しております。(根拠資料①)</p> <p>このような事例からもおわかりいただけるように、最先端の教育・研究活動の実践には、必ずしも個別研究室の有無といったハード面を整備</p>
-------------------	--

		<p>することのみに傾斜する必要はないと考えます。さらに、<u>今後次世代の研究者への移行ならびに若手研究者の養成には、「知識や技能の伝承」を積極的に行っていくことが重要であり、そのためにも今まで以上に、研究者教員相互の活発な議論や意見交換が可能となるような空間を提供していくことが必要であると考えます。したがって、今後も、このような観点から本会計大学院としてふさわしい施設や環境を整備して参ります。</u></p> <p>併せまして、個別研究室につきましては、各教員と相談のうえ引き続き検討を行って参ります。</p> <p>なお、「<評価結果（委員会案）に対する意見>への対応」18 頁に「貴専攻が示している現状における工夫は認めるものの、そのことによって現在の専任教員の研究環境を改善しなくてよい理由にはあたらない」とありますが、既述の通り本会計大学院と致しましては、今後も研究室を含めた教育研究環境の向上を図って参る所存であることをご理解願いたいと存じます。</p>
	根拠（データ等）	・①マネジメント・シミュレーション紹介
No.	種 別	内 容
4	該当箇所	認証評価結果 総評 概評 提言
	項目	図書等の整備
	評価結果の頁・行	<p>総評：2 頁 2 9 行目</p> <p>概評：3 0 頁 1 5 行目</p> <p>提言：3 2 頁 2 7 行目</p> <p>※同一内容に関する記載のため一括させていただいております。</p>
	該当部分（抜粋）	<p>【総評】</p> <p>学生に対しても図書館・データベースへのアクセスなど学生の教育研究環境のさらなる充実が必要であることも付加する。このことは構造改革特別区域に設置する貴専攻においても、教育研究上支障のないよう整備は求められている。</p>

		<p>【概評 / 図書等の整備】</p> <p>図書館の蔵書数は5万4,939冊である。また、貴専攻として必要な図書・雑誌については、定期的に教員にアンケートをとって、主に会計の分野の雑誌・学術書籍などを購入している。</p> <p>しかし、貴専攻自体の図書数は2万8,213冊であり、蔵書数としてはかなり少量である。蔵書の内容については、毎年のように変更される会計基準に対応して発刊される最新の書籍がほとんど整備されていない。公認会計士、税理士、および企業などに勤務する会計専門職業人の育成を図るという観点から、図書館の蔵書が質・量ともに、十分に整備されているとは判断できず、図書の早急な整備が強く求められる。</p> <p>【提言 / 三、勧告】</p> <p>公認会計士、税理士、および企業などに勤務する会計専門職業人の育成を図るという観点から、図書館の蔵書が質・量ともに、十分に整備されているとは判断できず、図書の早急な整備が強く求められる。</p>
	<p>該当部分に対する異議</p>	<p>今般貴協会委員会よりご指摘いただいた事項につきましては、これを真摯に受け止めると共に図書館等の整備につき、引き続きその改善に全力で努めて参る所存です。その上で、以下に本会計大学院としての意見および見解を申し述べさせていただきます。</p> <p>まず、前提といたしまして、今後の展望をご説明申し上げます。</p> <p>本会計大学院が使用しております千代田キャンパス図書館は総合キャリア学部との共有施設になっております。現状では、総合キャリア学部中心の蔵書分野ならびに運営となっていることは否めない状況にあります。しかし、本学総合キャリア学部は本年度より学生募集を停止し、2012年度をもって総合キャリア学部を閉鎖する予定となっております。このような状況に伴い、今後</p>

	<p>は現在総合キャリア学部で使用しております施設を徐々に本会計大学院に移行して参ります。千代田キャンパス図書館につきましても、本会計大学院を中心とした形で新規の図書購入や設備の拡充などを行っていきます。</p> <p>学部から大学院への移行につきましては、経営陣による意思決定が必要となります。そこで、今後は研究科委員会におきまして、学校経営委員長をはじめとした経営サイドが出席し、設備の拡充について具体的に議論をして参ります。</p> <p>① 蔵書の質・量の整備について</p> <p>ご指摘のように、本会計大学院が使用している千代田キャンパスにおきましては、本会計大学院自体の図書数は2万8,213冊であり、蔵書数としては少量でございます。<u>但し、既述のとおり、学生は、5万4,939冊にも上る本学の蔵書全てを利用することが可能です。学生は、全国11箇所にある学部の他キャンパス図書館から図書を取り寄せて利用することが可能です。</u></p> <p><u>また、本学は、国立情報学研究所のオンラインシステムである「目録システム (NACSIS - CAT : CATaloging System)」に参加しているため、教員・学生はこのシステムを利用して最新の目録所在情報を得ることができます。本会計大学院では、国内の他大学図書館にある資料を利用するための照会制度を整備しております。</u>利用方法としては、紹介状（閲覧願）をもって所蔵機関で直接資料を閲覧する方法と、現物借用依頼をもって所蔵機関から資料を取り寄せる方法の2種類がございます。</p> <p>さらに本会計大学院では国立情報学研究所が提供する論文情報ナビゲーター (CiNi: 呼称 サイニイ) の定額制利用サービスを導入しています。これにより教員・学生は、本学のパソコン端末から、広範囲の分野の文献情報、学術情報などをネット上で検索・閲覧できるようになっています。</p>
--	---

	<p>今後はさらに公認会計士、税理士、および企業などに勤務する会計専門職業人の育成を図るという観点から、蔵書の質・量の充実を図って参ります。特に、企業などに勤務する会計専門職業人の育成にとっては、講義のマスターのために参考文献や必読論文などが必要となります。そこで、本会計大学院の教員より推薦いただき、授業に関連する文献・論文等を選定し、最優先で取り揃えて参ります。</p> <p>② 図書館の開館時間について</p> <p>本会計大学院の主な学生層が社会人であること、また、授業時間が平日は18:30～21:40、土・日は09:30～20:00となっていることを考慮し、学生に対して一層の教育環境の整備を実施していくとの観点から、現在、図書館の開館時間は平日（09:15～20:30）、土・日（09:15～17:00）となっておりますが、これを平日（09:15～22:00）、土・日（09:15～20:30）に延長いたします。</p> <p>③ 中野第一研究所について</p> <p>設置会社である㈱東京リーガルマインドは、JR中野駅から徒歩5分の「アーバンネット中野ビル」（地上6階建て 延べ床面積約1万㎡）の全体を賃貸契約にて、「中野第一研究所」として使用しております。この施設は特区内ではありませんが、当研究所の6階におきまして、本会計大学院の教員用の個別研究室がございます。開設当時、当研究所内に個別研究室を置くことを希望した先生は、監査科目の担当教員のみでございました。他の教員においては、ご自宅に専用の研究室をお持ちであったため、希望を出されませんでした。</p> <p>当研究所内におきましては、公認会計士・税理士関連の研究スペースとして、269.68㎡を専有しております。（根拠資料②）</p> <p>当研究所では、会計分野の蔵書数1,190冊を設置しております。（根拠資料③）</p>
--	--

		さらに、公認会計士・税理士関連の研究部門には、公認会計士試験合格者が 5 人、税理士試験合格者が 10 人、所員として勤務しております。この所員を RA として教員の方々にご利用していただく考えであります。中野第一研究所と千代田キャンパスとは物理的には離れておりますが、両者は、社内 LAN により、また、WEB により各教員と研究員との間は常時、情報の共有がなされております。研究室・蔵書につきましては、必ずしも特区の区域内でなければその目的が達成できないという性格のものではないと考えております。
	根拠（データ等）	<ul style="list-style-type: none"> ・②中野第一研究所「公認会計士・税理士関連研究スペース平面図」 ・③中野第一研究所「会計分野蔵書一覧」
No.	種 別	内 容
5	該当箇所	認証評価結果 総評 概評 提言
	項目	法令等の遵守
	評価結果の頁・行	総評： 2 頁 3 2 行目 概評： 3 3 頁 2 5 行目 提言： 3 6 頁 6 行目 ※同一内容に関する記載のため一括させていただいております。
	該当部分（抜粋）	<p>【総評】</p> <p>第 4 に、貴専攻は、構造改革特別区域における大学設置の専門職大学院である。したがって特別区域である千代田区との協定書の遵守は義務である。千代田区との協定において、貴専攻は毎年の会計監査報告の義務があるということになっている。しかし、2009（平成 21）年 3 月期決算において、貴専攻は会計監査報告を千代田区に行っていない。株式会社立の大学院という社会実験を率先して行っている貴専攻ゆえに、千代田区への早急な対応が求められる。</p> <p>【概評 / 法令等の遵守】</p> <p>貴専攻は、構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域に設置されている。この構造改革特別</p>

	<p>区域における貴専攻の運営に関する取り決めについては、各構造改革特別区域申請自治体との間で協定書を締結している。千代田区との協定書（2006（平成 18）年 5 月 11 日付）によれば、第 1 条において「毎決算期毎に公認会計士又は監査法人による監査を受けること」になっている。なお、公認会計士又は監査法人による監査とは「会計監査」と判断する。</p> <p>2007（平成 19）年 3 月期決算および 2008（平成 20）年 3 月期決算においては、監査法人による会計監査契約を解除して、個人の公認会計士 2 人による「合意された手続実施結果報告書」に変更している。当該報告書はいわゆる「会計監査報告書」には該当しないものと判断される。すなわち、当該報告書は財務諸表上の数値と会計帳簿上に記載されている数値との照合であって、いわゆる「記録と記録との照合」である。したがって、財務諸表の数値および会計帳簿の数値の信頼性、妥当性を監査したものではない。このような事情が理由と考えられるところであるが、千代田区は合意された「手続実施結果報告書」が添付された貴法人の作成した財務諸表の受理を拒否しているという説明である。現在、貴法人としては、受理されるべく折衝しているが、平行線のままである。貴大学と千代田区との協定書は、千代田区が作成した構造改革特別区域計画に定められたものとして、貴専攻のみならず貴大学の存立の根幹をなすものである。したがって、千代田区との協定書の規定された「毎決算期毎に公認会計士又は監査法人による監査」を受けるなど、このような事態を解消する適切な措置の実施が強く求められる。</p> <p>【提言 / 三、勧告】</p> <p>構造改革特別区域である千代田区との協定書（2006（平成 18）年 5 月 11 日付）によれば、第 1 条において「毎決算期毎に公認会計士又は監査法人による監査を受けること」になっているが、</p>
--	---

	<p>2009（平成 21）年 3 月期決算においては、監査法人による会計監査契約を解除して、個人の公認会計士 2 人による「合意された手続実施結果報告書」に変更し、協定に基づく措置を講じていない。千代田区は、この「合意された手続実施結果報告書」に添付された貴法人の作成した財務諸表の受理を拒否しており、現在、貴法人としては、受理されるべく折衝しているが、平行線のままである。したがって、千代田区との協定書に規定された「毎決算期毎に公認会計士又は監査法人による監査」を受けるなど、このような事態を解消する適切な措置の実施が強く求められる。</p>
<p>該当部分に対する異議</p>	<p>上記の内容は、本会計大学院（以下、「本専攻」といいます）の設置当社である株式会社東京リーガルマインド（以下、当社といいます）が千代田区との間で、現在鋭意交渉を進めている事柄に関するものであり、その交渉の背景には、当社が設置する L E C 東京リーガルマインド大学の学部における学生募集停止の決定があります。大学院を対象とした部門別認証評価の中で、本協定書に関する解釈が定められることは、事態の混乱を招くおそれがあります。以下 1. 2. に当社としての意見および見解を申し述べさせていただきます。諸事情をご賢察のうえ、よろしくご対応賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>1. 【総評】の記載内容における事実誤認</p> <p>【総評】には、「千代田区との協定において、貴専攻は毎年の会計監査報告の義務がある」「貴専攻は会計監査報告を千代田区に行っていない」と記載されております。</p> <p>しかし、協定の当事者は、本専攻の設置者である当社と千代田区であり、当社の一事業部門の更に一部署である本専攻が当事者となっているわけではありません。</p> <p>よって、本専攻が、直接、千代田区に会計監査報告を行う義務を負っているわけではありませ</p>

	<p>ん。</p> <p>この点で、【総評】の記載内容には事実誤認があります。</p> <p>2. 【概評 / 法令等の遵守】【提言 / 三、勧告】の記載における前提事実の誤認</p> <p>本専攻の設置運営主体たる当社は、2009年7月、特区自治体である千代田区に対し『合意された手続結果報告書』を提出いたしました。千代田区は、これを受理せず、当社に返却いたしました。</p> <p>千代田区が上記報告書を当社に返却した理由は、当社と公認会計士との間で合意され、実施された手続（合意された手続）が、千代田区と当社との協定書に定める「公認会計士等による監査」に含まれないから、というものでした。</p> <p>しかし、当社としては、当該「合意された手続」は、協定書に定める「公認会計士等による監査」に含まれると判断いたしております。</p> <p>この点、当社は、千代田区以外の13の特区自治体との間で、千代田区と同様の協定書を締結していますが、2009年7月の段階で、千代田区を除き、全て上記報告書を受理いただいております。</p> <p>かかる事実からも窺えるように、当社が提出した上記報告書が協定書に定める会計監査報告書に当たるか否かについて、当社と千代田区以外の13の特区自治体は同じ見解に立っております。</p> <p>担当の公認会計士からも、現在の監査を取り巻く状況変化を踏まえ、本件協定書の解釈につきまして当社の見解の正当性について賛同のご意見をいただいております。</p> <p>もとより、当社といたしましては、意図的に協定違反を行うものではございません。</p> <p><u>2月17日には、千代田区副区長と当社代表取締役とが会談を行い、この問題の解決へ向け一定の方向性を見出しております。</u></p>
--	--

	<p><u>現在、千代田区と当社の当事者間において、協定書の文言を形式的に解釈することなく、従来の監査（任意監査）を踏まえ、利害関係者が納得のいく方法について協議いたしております。</u></p> <p><u>千代田区と当社との協定は、法律上は契約であります。契約でありますから、協定書に「疑義があると認められた事項については」「協議を行う」との文言が入っております。従いまして、公序良俗・強行規定に反しない限り、当事者の合意によって規定の解釈の変更を行うことができるのでございます。いまその交渉中であります。</u></p> <p><u>貴委員会におかれては、以上のような状況をご賢察のうえ、再度、事実認定を行って下さいますようお願い申し上げます。</u></p> <p>なお、現在、当社といたしましては、現行協定の改訂を千代田区に求めています。</p> <p>本協定書が締結された時点と現在とで、特区の状況が大きく変わっているためです。</p> <p>本協定書が締結された平成 18 年の時点では、当社が設置する L E C 東京リーガルマインド大学の学部は全国 14 キャンパスに広がり、学生が今後も増え続けていくことが前提となっておりました。しかし、現在では、全ての学部キャンパスについて新規学生募集は停止しています。千代田区のキャンパスについても、2009 年 6 月に新規学生募集停止を決定し、発表いたしました。以上のように、学部は将来的に閉鎖される見込みであります。</p> <p>また、学部廃止前の現在でも、すでに大学院のみでの収入・支出は当社の事業規模と比較して、1%にも満たない、非常に小さいものとなっております。</p> <p>このような状況変化に鑑みると、当社全体を監査すべきものとする本協定書の内容については大きく見直しをしていくべきと考えております。</p>
--	---

	<p>財務の健全性そのものにつきましては、上述の「合意された手続き」のほか、特区自治体に対する四半期ごとの経営状況報告や入学希望者及びその保護者・在学生及びその保護者等の関係者に対する業務状況書類の閲覧・謄写等などの情報開示により、十分に担保されております。</p> <p><u>以上のとおり、このたびの監査報告を巡る当社の対応は、事情変更に基づくものであり、遵法精神に悖るものではないとともに、財務の健全性そのものについても疑念を抱かせるようなものではございません。</u></p> <p><u>本件につきましては、協定の当事者間で慎重に事を進めており、現時点で、協定書の一解釈を前提とする勧告が行われることは、現在進行中の交渉を度外視するものであり、望ましい解決を阻害するものとなりましょう。今後の交渉の進展の善処にご配慮のうえ、再度評価を賜りますよう、お願い申し上げます。</u></p> <p>3. 部門別認証評価の評価対象項目には該当しない事由です。</p> <p>本件認証評価は、いわゆる部門別認証評価であり、その根拠法令は、学校教育法第 109 条第 3 項です。同条項によると、部門別認証評価の評価対象項目は、当該評価客体（本件では、本専攻）の「教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況」であります。</p> <p>本件では、実質的には、評価客体以外の客体たる当社と特区自治体との協定に言及しておりますが、これは、上記の「教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況」のいずれに該当すると考えればよろしいでしょうか。</p> <p>もとより、当社及び本専攻は、上記法令に基づき貴協会が定め、文部科学大臣に認証された「関連法令等および学内規程は適切に遵守されているか」という評価基準を十分承知いたしております。</p>
--	--

		<p>す。</p> <p>しかしながら、部門別認証評価である以上、上記評価基準は、あくまでも部門（本件では、本専攻）を客体としてあてはめを行うべきです。</p> <p>本件で、上記基準を本専攻にあてはめれば、評価基準を十分充たしていることは明白でありましょう。</p> <p>貴協会は、上記基準を実質的に評価客体以外の客体たる当社にあてはめております。</p> <p>特区自治体と学校設置会社との協定は、特区自治体が学校設置会社の経営状況を把握するために定めたものでございます。学校設置会社の経営状況等については、いわゆる機関別認証評価において評価されるべき事柄であり、今回の部門別認証評価の対象外ではないかと思料いたしますが、いかがでしょうか。事実、今回の評価活動においては、上記の協定に言及する以外は、当社の経営状況に関する調査は一切行われておりません。</p> <p>以上のように、本件勧告案は、部門別認証評価の範囲を超えてなされており、学校教育法を解釈いたしますと、いささか疑問に感じております。</p> <p>なお、千代田区との協定は、法律上は契約です。法律でも政令でも省令でもありません。「法令等の」という御指摘は、マスコミ・一般人の誤認を誘発するものと思料いたします。</p>
	根拠（データ等）	・なし